

## 平成 24 年度第 1 回練馬区文化財保護審議会 会議記録

### ◆ 開催日時

平成 24 年 8 月 28 日（火）午後 3 時～午後 5 時

### ◆ 開催場所

練馬区役所 1902 会議室（本庁舎 19 階）

### ◆ 出席者

出席委員 6 名

会長 他 5 名

区側出席者 7 名

教育長、文化・生涯学習課長、その他職員 5 名

### ◆ 議事

1. 諮問

2. 審議事項 平成 24 年度指定文化財・登録文化財について

### ◆ 報告事項

- 平成 23 年度指定・登録文化財の経過報告
- 平成 24 年度文化財関連事業計画
- その他

### ◆ 公開可否

原則公開（傍聴人：0 人）

### ◆ 配布資料

資料 1-1 平成 23 年度登録文化財関係（練馬区教育委員会告示第 3 号：写）

資料 1-2 平成 23 年度登録文化財関係（「ねりま区報」平成 24 年 3 月 11 日号：写）

参考資料 平成 23 年度登録文化財関係（練馬区登録文化財の登録解除について）

資料 1-3 平成 23 年度登録文化財関係（「ねりまの文化財」第 85 号）

資料 2 平成 24 年度 文化財関連事業計画

### ◆ 事務局

練馬区 区民生活事業本部 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係

TEL 5984-2442

### 会議の要旨

<会長>

開会の挨拶

<事務局>

会議の成立について

<会長>

会議の公開等について

<文化・生涯学習課長>

4月の組織改正により教育委員会事務局から区民生活事業本部地域文化部文化・生涯学習課伝統文化係に事務局が変更となりました。事務手続き等につきましては今まで通り変更はございません。

<教育長>

平成24年度練馬区指定・登録文化財について、練馬区文化財保護条例に基づき、下記のとおり諮問いたします。平成24年8月28日 練馬区教育委員会

文化財を指定することについて1件、文化財を登録することについて6件、内容については別紙のとおりです。

諮問文読み上げ

挨拶

退席

<会長>

それでは審議に入りたいと思います。では説明をお願いいたします。

<事務局>

文化財を指定することについて 1件

No.1「小竹遺跡出土の大珠」の説明

平成16年に登録した際の答申文を記載しています。

<会長>

文化財の指定は1件だけです。質問はございますか

<委員>

大珠が出土した土坑が墓であることはなぜ分かるのでしょうか。

垂飾りが出土した一覧表を見ると、住居跡からの出土例が多くて、土坑からの出土は少ない。土坑から出土したこの大珠は、文化財の価値が高いのかその点についてはどうなのか教えてください。

<事務局>

土坑の機能については難しいですが、平面が楕円形で平らな底の形態の土坑から出てきたことから副葬品と推測しています。遺跡の調査で人骨が出るということは厳しいです。出土状況から副葬品ではないかと考えています。

小竹遺跡出土の大珠は緑が強く良質です。縄文時代の大珠の傾向としては翡翠の白い部分を使っているものが多いが、このように緑の強い部分を選んで使っているのは少ないです。弥生時代以降は緑を好んで使っていますが縄文時代に関しては珍しいものです。

<会長>

他に何かありませんか。糸井川産であるということはどこでわかりますか。

<事務局>

縄文時代のものは、分析結果などから、糸魚川産が唯一であると考えられていて、全国に伝わっています。

<会長>

他に何かありますか。

<委員>

この製品が縄文時代中期であるというのはどこでわかりますか。

<事務局>

小竹遺跡第2地点については中期後葉の縄文土器しか出ていません。集落自体もこの時期のものであり、土器も土坑から一緒に出ているので中期後葉と考えられます。

<委員>

専門の方は小竹遺跡第2地点といえば時代が決定するのかもしれないが、そのことを付け加えたほうがありがたいです。状況から見て考えるならそのこともつけ加えたほうが良いでしょう。また墓から出土するのは珍しいと答申文には付け加えたほうがよいと思います。

<文化・生涯学習課長>

墓であるというのは周辺の事例や類例から見て、形態も含めてです。

<委員>

「だいしゅ」とは読まないのですか。考古学では「たいしゅ」と読むのですか。

<事務局>

考古学的には「たいしゅ」と読むようです。

<委員>

副葬品とっているが副葬の前の用途は装飾ですか。

<事務局>

「垂飾り」です。

<委員>

二つ穴がある意味はありますか。

<事務局>

一つ穴のものが多くありますが、わかりません。

<委員>

通常垂飾りはものにかけるためのものですが、この垂飾りは人が身を飾るためのものなのですか。一般用語としてものに掛けるものを垂飾りと呼びますが、この時代の学術的用語では垂飾りといえば人間が身を飾るためのものとしての垂飾りという言葉だけで通じるのですか。

<事務局>

人が首から掛けているという認識でそう呼びます。

<委員>

それは考古学上、そういう説明になっているのですか。

<事務局>

はい、そうです。

<委員>

仏像ではこれは「すいしょく(垂飾)」と呼んでいます。仏像の表面に飾るものです。

<文化・生涯学習課長>

「すいしょく」と同じように考古学では「たれかざり」と呼んでいます。

人間が首や腰にかける。馬に掛ける。すべて垂飾りと呼びます。

<委員>

そうなる、人がつけたものと言わないほうがいいですね。

<事務局>

そうですね。

<委員>

説明では入れないほうがいいようですね。

<委員>

きれいな穴が開いているのは普通なのですか。また縄文中期ぐらいになると堅いものにきれいに穴をあけることは普通だったのでしょうか。翡翠は堅いのにこういう技術があったのかそのあたりはいかがですか。

<事務局>

原産地に行くと砥石や同じ翡翠でも加工するための翡翠があります。

<委員>

こんな小さな穴を開けて、割れないのですか。

<事務局>

磨り切っています。

<委員>

翡翠は堅い石ではありませんか。それなのによくそのような技術があったものですね。

<事務局>

原産地に行くと、竹管状のもので穴を開けかけてやめているものもあります。

<委員>

これはある意味成功したものであり、貴重なものあるであるということですね。

<会長>

ぶら下げていて重たくないのでしょうか。

<文化・生涯学習課長>

日常的にぶら下げていたかどうかですが、現物を見ますと片減りしているので明らかに紐を通して、ぶら下げていたのは間違いないです。

<会長>

二つ穴が開いていますが、どちらからぶら下げたのかはわかりますか。

<文化・生涯学習課長>

再加工事例というのがあり、最初から二つはなく、真中が最初だと思います。

<事務局>

これは鯉節型ではなくて定角式の磨製石斧に近いような形態をしているので、面取りをして器厚の薄い部分に穴を開けています。本来厚みのある部分に穴をあけるのが多いです。石斧の頭部に穴を開けてあとに薄い刃部近くに二つ目の穴を開けたと思われます。

<委員>

平成16年に登録文化財になっていますが、答申文は書きかえるのでしょうか。

<事務局>

今回の色々なご意見をいただいたのでそれらを盛り込んでいきます。

<委員>

土坑で副葬品が出ればすぐに墓となるのでしょうか。場合によってはここまで断定的に書くならば遺跡の状況的な証拠も入れたほうが良いのではないのでしょうか。

<事務局>

わかりました。

<委員>

考古学の人を読めばわかる範囲で書くのか、一般的な人が読んでもわかる範囲で書くのか、指定の概要と価値の説明書きは誰に対してのものなのか、我々も考えていかなければなりません。細かい調書については専門家向けの報告書があればいいのですが、その辺我々にとっても課題です。

<事務局>

一般の人にもわかるように書きます。

<会長>

それでは他になければ登録のほうに移ります。

<事務局>

2. 文化財を登録することについて

No. 1「正親町天皇綸旨」の説明

<委員>

廣徳寺は小田原から移転してきた寺院ですか。

<事務局>

もともと箱根の早雲寺の塔頭で小田原にありましたが、小田原の北条氏が滅びた後、江戸の神田を経て下谷に移り、その後関東大震災で堂宇等が焼失したため、順次練馬に移転してきました。

<委員>

生没年月日の表記に和暦・西暦を混用している点、また寺の住所や説明などを（ ）で表記する仕方が統一されていない点などを検討してみてください。

<事務局>

検討します。

<委員>

箱がついていますが、ずっと後のものなのですか。

<事務局>

箱はおそらく後のものです。昭和の戦後、大徳寺から廣徳寺の住職に譲られたものです。

<委員>

宗普を大徳寺住持職に任じた綸旨のことですが、この人が廣徳寺を開山されたのがいつと書いていないので時代の前後関係が分かりづらい。また大徳寺が持っていた綸旨を近代になってから、廣徳寺に譲られたことがある程度分かっているならば、それはやっぱり書かざるを得ないのではないですか。

<事務局>

書きもらしておりました。廣徳寺にゆかりがあることから大徳寺から廣徳寺に譲られたことになります。

<委員>

大徳寺にとってはもっと大事な綸旨のように思えますが、どうでしょうか。

<文化・生涯学習課長>

先述のように廣徳寺は、関東大震災で全部焼けて一切の文書類を含めて焼失してしまいました。それで練馬に土地を購入して、まず墓地を移し、その後別院を造り、昭和 46 年に本坊も練馬に移転します。それを大徳寺は本山として応援をしていきました。

廣徳寺につきましては、臨済宗大徳寺派の 4 派の一つとして歴代の管長職を出す寺院として、大徳寺の東京出張所としています。廣徳寺の先住で 14 代管長の雪底時代にかなり下谷や練馬の土地を整理し、昭和 40 年代から 50 年代にかけて、相当本山や大徳寺派の寺院から、ゆかりのある品を寄贈されたり、返してもらっています。そんな経過から、ほとんどが昭和 40 年代の寄贈品ということになります。本来伝来していたものはほとんど焼失しています。

<委員>

伝来過程の説明もあっていいのではないのでしょうか。また、登録は現在ある場所、これはもともと大徳寺にゆかりのものであるわけですが、それが昭和になってから移ってきたものでも、この練馬で登録していくという原則の考え方でよろしいのでしょうか。私は良いと思っているのですが、震災後移ってきたものが多い中、辿っていくと練馬とは何の地縁がなくなっていくものもありますが、どうするのかなと思えます。

<事務局>

寺院や神社のように、今後移ることなく練馬に所在するであろう所有者がもっている文化財については、練馬区で登録していこうと考えています。所有者が個人の場合はまた別です。

<委員>

わかりました。ありがとうございました。

<会長>

次の 2 に行きます

<事務局>

No. 2 「明叟宗普道号頌」の説明

<委員>

追加史料にある昌福院文書と同じ道号頌ですか。

<事務局>

そうです。小田原の昌福院に伝わるものと廣徳寺の今回の 2 点を含めて、明叟宗普が授けた道号頌は 3 点残っているようです。

<委員>

廣徳寺のものは『小田原市史』に載っていますか。

<事務局>

天正 7 年の龍室に与えた道号頌は載っていますが、春溪に与えたものは載っておらず、今まで知られていないものだと思います。

<委員>

今回の登録種別が文書で、しかも同じお寺で同じ人の関係のものなら、一つの名称で立てて、その内訳を書いていくやり方もあります。今回の場合、明叟に関する文書でみんな一緒になります。明叟関連でなん幅とかそういう方法はないのですか。

<委員>

今回は事前調査をしているのですね。全部出していただいたのですか。

<事務局>

まだ他にもあります。

<委員>

明叟何とかのように追加登録できないのですか。

<会長>

文化・生涯学習課長、どう思いますか。

<文化・生涯学習課長>

文書の内容等の違いによって1件1件別々に登録しています。明叟関連ではありますが、明叟に宛てられた天皇綸旨、明叟が授与した道号頌、そして明叟が差し出した書状というように3つの種類があり、異なっていますが、このうち偈頌2点についてはまとめます。例えば、以前妙福寺文書は一括で登録しましたが、それとは性格が違うと思います。それを含めて、審議していただきます。文化財の登録として、区民の方々へアピールしていく、そういう面も含めて、ご意見いただきながら、最終的な形を決めていきます。区民等への周知も終わってから、ある程度文書群としてまとまってきたら、一つにまとめて、追加登録や指定を行っていくのはどうでしょうか。

<委員>

立派な掛軸だから特別扱いというわけではないのですね。

<委員>

お寺では特別扱いなのでしょうね。全体の調査は済んでいるのでしょうか。

<文化・生涯学習課長>

廣徳寺につきましては、廣徳寺の寺誌の形で取りまとめた冊子がございます。廣徳寺が所有する文化財については今まで何度か調査を行っていますが、絵画類が中心であったため、書や古文書等につきましては全体で何を持っているかはっきりしないものが数多くあります。全体像が把握できているかという点はまだまだです。

<会長>

登録ですから、やり方や評価はまだまだいろいろあってもいいのではないのでしょうか。

<事務局>

No.3 「明叟宗普書状」の説明

<委員>

この書状は今回初めて出てきたものですか。

<事務局>

すでに『小田原市史』で紹介されているもので、廣徳寺の所蔵文書として載っています。

<会長>

よろしかったら駕籠のほうに行きます。

<事務局>

No.4 「妙福寺の駕籠」の説明

<委員>

駕籠は京都で作られたものですか。

<委員>

全くわかりません。駕籠を与えられたということなのか、自分のところで用意した駕籠に乗ってよいという許可書をもったことになるのかはよくわかりません。この駕籠については、駕籠の来歴を記す、江戸時代後期に村雲御所からもらった3通の文書の内容などももう少し具体的に記さないと、なぜ妙福寺の駕籠が文化財として価値があるのかはつきりしませんので、ある程度説明した方がいいです。また、この場合3通の文書を登録するかどうかは別途の問題になります。

<事務局>

関連する3通の古文書については、すでに「妙福寺文書」として指定文化財になっている文書群のうちに含まれています。

<委員>

この駕籠には2つの重要なところがあります。

一つは、拝領した駕籠はありがたいものなのか、それに対してのいきさつや物語などが極めて価値があるのか教えていただきたい。また、もう一つは、ものの文化財なので、そのものが価値があるのか無いのか、特徴とか作成年代とか作りについてとか、文化財に登録するような価値があるのかどうか、駕籠としての価値にどの程度付加されるものがあるのか、補足が書いてあればいいと思います。

<事務局>

駕籠の来歴につきましては、先ほどの3通の文書以外に安政6年(1859)の什物帳がありまして、そこに日恵の時代に修復をした記載がありますので、それ以前から駕籠があったことはわかります。ただこの記載されている駕籠と今回の駕籠が、同一かどうかはお寺の代々の住職の言い伝えによるものです。

<委員>

大変立派な駕籠ですが、改良した駕籠だから立派なのでしょうか。とても立派な駕籠と言えます。

<委員>

有形文化財の登録ですから、その駕籠そのものとしての価値、意義、見どころを付け足したほうが良いのではないのでしょうか。文化財の概要と価値の記載は、半分くらいまで駕籠の客観的な説明で、残りは駕籠の全体の来歴についての説明です。江戸時代の交通の重要な道具であった駕籠について、東京では何件指定されているか、江戸時代の駕籠の指定状況など、少なくとも練馬において駕籠は初めての登録であるとか、そういうことも記せば大事なものであるかがわかります。このくらいの駕籠は江戸時代にはかなりの数が作られ利用されています。けれども、一般的なものなのにそれを修理してまでも明治以後に保存されることがあまり例がないことであると思います。

<委員>

区では初めての登録になりますか。

<事務局>

区での登録は初めてです。都内の自治体でも寺の駕籠の指定・登録はないと思いますが、全国的には7、8件ほど確認しています。いずれも市町村の指定文化財です。

<委員>

駕籠は日常に使うもので痛みやすいのですが、本件の場合は、保存修理を行って現在に至っているのが貴重であるという記載になるのでしょうか。またこの駕籠はしっかりきれいに修理されていて、色も漆も塗りかえられています。修理は国の重要文化財を修理している、上田墨縄堂という修理工房で修理しています。

<会長>



No. 5 にいきます。

<事務局>

No. 5 「石神井火車站碑」の説明

<委員>

文化財の概要ですが、専門の方は石神井駅のできた時の記念碑とわかるでしょうが、最初の一文を読んでも次の3行を読んでも、これが駅ができたときの記念碑であることをどこにも触れていません。何の記念碑かを書いたほうが良いでしょう。3行目に背面のことについて書いてありますが、大事なことは表面に書いてあるので、表面の解説があって背面の説明が来たほうが良いと思います。2段落目と3段落目は変えたほうが良いでしょう。石碑の大きさですが、どこまで登録するのか、下の基台まで登録なのかどうか。基台の大きさをつけて書き込むとどこまで登録しているかが後になってもわかると思います。

<委員>

この碑の立っている場所は私有地ですか。

<事務局>

すでに区の土地になっています。

<委員>

現在石神井公園駅の南口のどこにあると書かないと、区民が辿りつけないかもしれません。

<委員>

碑の上部の銘は「火車站止碑」となっていますが、「止」でなく「之」のほうがいいのではないのでしょうか。こういう字体はないのですか。

<事務局>

もう少し詳しく調べてみます。

<委員>

こういう碑は他にはあるのですか。

<文化・生涯学習課長>

駅名はわかりませんが、都内の私鉄線の駅に確かもう1基火車站の碑があります。

<会長>

No. 6 をお願いします。

<事務局>

No. 6 「本覚寺の版木類」の説明

<委員>

洗米・供米というのはどういうものでしょうか。

<事務局>

洗米・供米というのは元々神仏に供えられた米のことですが、以前本覚寺は北野神社、稲荷神社とともにありましたので、寺や神社へ寄付された米を、檀家や氏子の方々へお下がりのような形で配られました。その時に入れる袋などに押したと思われます。また文中の「書状文言」という言葉がわかりづらいと思いますが、檀家の方々に何かお知らせする際に、印刷するために作った文言の版木のことです。

<委員>

お知らせのための版木ですね。寄付を募るためのものであるとか、歳末の富くじの印刷物を作ったりするときに使うことが多いようです。全部護符となっていますが、名称は立てないのですか。確かに護符という用途を考えれば用途なのですから、物の名前としては例えば「大威徳明王版木」のように名称も付けたほうがよいと思います。

<事務局>

検討してみます。

<委員>

所在地に旭町1丁目とだけあっても、ぴんと来ません。江戸時代の村名などで書いてもらうほうが分かりやすく、親しみがわくのではないのでしょうか。

<会長>

区民の人に説明するときには、どういう風に使っているかがわかると面白いとおもいます。

昭和の初期までに使われていたとされていますが、印刷されたものはあるのですか。

<事務局>

縁起につきましては、戦後もために刷ったものが、今も残っているようです。他のものは戦前いつまで使われていたかはほとんどわかりません。前住職の時にはもう実際に版木としては使っていませんでした。

<文化・生涯学習課長>

この版木は当時と同じ状態で刷ったものが紙ベースで残っているかの確認はできています。同じように刷ったものを使い印刷屋に頼んで、今でも護符として出しています。

<事務局>

版木そのものとしては使っていませんが、デザインとして一部使っています。

<会長>

これにて審議終了します。

続いて、報告を簡単におねがいします。

<事務局>

平成23年度登録文化財の経過報告

資料1-1 資料1-2 参考資料 及び 資料1-3

<会長>

次回視察について

<事務局>

次回視察は9月18日（火）午後1時10分に伝統文化係にお集まりください。「小竹遺跡出土の大珠」を見ていただき、その後マイクロバスで視察に向かいます。

詳細につきましては、後日文書でお伝えいたします。

<会長>

他になければ、本日はこれにて閉会いたします。